

1. 基本情報

包括名	北里地域包括支援センターゆうあい
担当圏域	北里地区
運営法人名称	社会福祉法人 成祥福祉会

2. 地域包括支援センターの方針（圏域の特色や課題分析を踏まえて）

・担当圏域は市内で高齢化が進んだ地区を含み、一人暮らし、高齢者世帯も増加している。高齢者を取り巻く環境の変化に応じ、地域包括ケアシステム構築を継続的取り組みとする。このため、当センター職員は、地域の課題を住民とともに共有し、自助、互助、共助による支援を進め、小牧市を始め適切な機関に地域課題を示し、社会資源の開発や地域づくりの意識を持つ。

・高齢者やその家族が地域において、尊厳ある生活を送ることができるよう、地域住民や機関と連携し専門的支援を行う。また、土地柄や伝統に配慮し、地域特性を理解しつつ地域と関わり、地域にとって重要な役割を担っていく意識を持つ。

3. 事業別の具体的な取り組み事項

I 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業	内容（何を、どのように）	目標値 (実施時期・回数等)
① 総合相談業務	① 訪問内容の報告や対応の検討は、相談受付票及び口頭の報告にて、センター内での情報共有を速やかに図る。 ② 北里地域包括支援センターゆうあいだよりの発行や、イベントの機会に地域包括支援センターのPRを行い、市民に相談窓口として広く知っていただく。	① 随時 ② 包括だより年4回以上
② 実態把握	個別訪問から地域課題やニーズを把握し、地域への取り組みに繋げていく。	随時
③ 家族介護者への相談体制の充実・情報提供	① 住民に身近な場所で気軽に相談できる機会を提供するため、 <u>小針の郷にて出張相談会</u> を定期的に開催する。その他、圏域内での出張相談会を企画していく。 ② 家族交流会を年4回開催予定とし、介護についての日頃の悩みや不安について話し、情報交換できる機会をつくる。	① 年6回：偶数月 ② 年4回：6・9・12・3月

(2) 権利擁護事業	内容（何を、どのように）	目標値 (実施時期・回数等)
① 成年後見制度の活用促進	市の長寿・障がい福祉課や7月に開所予定の権利擁護支援センターと連携を図りながら、必要な支援を行う。	随時
② 高齢者虐待への対応（老人福祉施設等への措置の支援）	① 虐待の発見、虐待の疑いの相談を受けた際は、速やかに市へ報告しコアメンバー会議にて、役割分担を決め連携を取り対応を進めていく。 ② ネットワーク担当者会議定例会に参加し、市及び関係する機関と情報を共有し、適切な対応を取ることができるように連携を取る。	随時
③ 虐待防止の普及啓発	年1回、専門職向けの虐待防止に関する研修会を他の地域包括支援センターと協力し開催する。	年1回：6/20、21、22
④ 困難事例への対応	困難事例の相談を受けた場合は、複数の職員で訪問し状況を確認する。対応については、センター内で検証し各機関と連携をしながら支援をしていく。	随時
⑤ 消費者被害への対応	① 年1回、 <u>市民向けの講座</u> を行い、消費者被害防止のための啓発活動を行う。 ② 北里地域包括支援センターだよりにて、消費者被害防止の啓発を行う。	① 年1回 ② 随時

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		内容（何を、どのように）	目標値 (実施時期・回数等)
<b>① 介護支援専門員に対する支援</b>			
ア 日常的個別指導・相談	①介護支援専門員が相談やサービス計画の作成に関する助言を求めやすくするために、関係づくりを意識する。 ②委託しているケース、その他介護支援専門員から相談のあったケースは、出来る限りサービス担当者会議へ出席する。		随時
イ 支援困難事例等への指導・助言	ケアマネジメント業務等について、介護支援専門員対象の研修を他の地域包括支援センターと協力し開催する。		年1回：7月

**II 介護予防ケアマネジメントの実施**

(1) 介護予防ケアマネジメントの実施		内容（何を、どのように）	目標値 (実施時期・回数等)
① 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業	①利用者の意欲と生活の背景に配慮したうえでの自立支援に向けた積極的な働きかけをする。 ②一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質（QOL）の向上を目指す。 ③可能な限り自立した日常生活を送り続けていけるような地域づくりの視点を持つ。		随時

**III 介護予防支援事業**

(1) 介護予防の支援と推進		内容（何を、どのように）	目標値 (実施時期・回数等)
① 介護予防把握事業の推進	簡易版のチェックリストを実施して、介護予防対象者を把握し、意向を聞きながらサロンやその他集いの場などの社会資源へのマッチング支援を行う。また、戸別訪問により地域アセスメントを行い、地域のニーズを把握し、取り組みに繋げていく。		随時
② 介護予防の推進及び啓発	① 老人会、ふれあい・いきいきサロン、地域3あい事業等に出向き、介護や認知症の予防に関する講話を行う。 ②「ゆうあい健康講座」を定期的で開催し、介護や認知症の予防に関する講座や体操等を行い、運動・交流の場の拠点作りの構築、拡大に努める。 ③小針の郷で、定期的に予防講座を開催する。		①随時 ②年6回：奇数月 ③年6回：偶数月

**IV 地域包括ケアシステムの推進**

(1) 地域包括ケアシステムの推進		内容（何を、どのように）	目標値 (実施時期・回数等)
① 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	①地域支え合い推進員と定期的な話し合いをする場を設け、地域への取り組みに対し連携し支援していく。 ②地域の自主的な集まりや会館を使った活動などの社会資源を把握し、整理していく。 ③ 区長会、民生委員連絡協議会、ふれあい・いきいきサロンなど機会を捉え、地域の実態把握や、顔の見える関係づくりを行う。 ④地域における小学校区単位で行われる「ふくし座談会」に出席し、地域住民との課題共有、解決への取り組み、情報交換等を行いネットワーク構築をすすめる。 ⑤高齢者の支援に関わる圏域内の専門職との交流会を年3回以上開催し、互いに顔の見える関係づくり、また、相互に高め合う支援とする。 ⑥北里地区における地域密着サービスの運営推進会議に委員として出席し、地域活動の提案や活動の推進に協力する。		①随時 ②随時 ③地区民協は毎回出席予定 ④毎回参加 ⑤年3回：7・11・3月 ⑥毎回1名以上出席
② 地域ケア会議の実施	① 介護支援専門員や介護事業所との個別相談を通じて、個別地域ケア会議の開催を検討する。 ② 個別地域ケア会議マニュアルに沿って実施し、共有した個別課題から地域課題を把握し、課題解決のための取り組みをすすめる。		①年8回以上

V 認知症総合支援事業

(1) 認知症総合支援事業	内容 (何を、どのように)	目標値 (実施時期・回数等)
<p>① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進</p>	<p>① 認知症サポーター養成講座、市民向けフォーラム、声かけ訓練等を通して広く市民に認知症について周知する。また、認知症の人とその家族に適切に対応できる人を増やす啓発や研修を行う。 ② 認知症についての啓発チラシ等を作成する。 ③ 地域住民のほか、小中学生等幅広い年齢層へ積極的に働きかけ、認知症サポーター養成講座や認知症予防に関する講座を開催し啓発に努める。圏域内のすべての小中学校で認知症サポーター養成講座を開催する。 ④ 認知症に関する住民主体の取り組みが促進されるよう認知症サポーター養成講座の受講者に対し、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症カフェや見守り活動等を行う人材育成を行う。</p>	<p>① 随時 ② 随時 ③ 2小学校、1中学校にて開催 ④ 市内包括と共同で年1回開催</p>
<p>② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p>		
<p>ア 関係機関との連携 (認知症初期集中支援チームとの連携)</p>	<p>認知症についての相談があった場合に、認知症地域支援推進員及びセンター職員が訪問や相談に対応する。包括支援センターだけでは対応が困難な場合においては、センター内で協議の上、適切な時期に初期集中支援チームへつなげ連携を図る。</p>	<p>随時</p>
<p>イ 認知症予防活動の推進</p>	<p>ファイブ・コグ (高齢者用集団認知検査)、認知症予防プログラムを年2回実施し、自主的な認知症予防の取り組みをすすめる。また、プログラム参加者や自主活動グループの交流会を開催しグループ活動の継続を支援する。</p>	<p>年2回：4～5月、9月～10月</p>
<p>③ 認知症の人の介護者への支援</p>	<p>① 認知症家族交流会を定期的で開催する。認知症の人と家族が共に参加者しやすい場となるように企画する。 ② 認知症家族交流会で外出等を企画し、認知症の人や家族が共に出掛けられる機会をつくる。 ③ 圏域内の認知症カフェの立ち上げに向けた調整を行う。活動が始まっている認知症カフェに対しては、運営を支援する。</p>	<p>① 年4回：6・9・12・3月 ② 随時 ③ 随時</p>
<p>④ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進</p>	<p>認知症サポーター養成講座、認知症予防の出前講座、認知症声かけ訓練を随時行い、地域での認知症の理解を広げていく。</p>	<p>随時</p>

VI 在宅医療・介護連携推進事業

(1) 在宅医療・介護連携推進事業	内容 (何を、どのように)	目標値 (実施時期・回数等)
<p>① 関係機関等とのネットワークづくり</p>	<p>① こまきつながるくん連絡帳を活用して、関係機関と連携をとりながら患者支援を行う。 ② 担当利用者が入院等した場合、速やかに入退院支援シートを活用し、医療機関との連携を図る。 ③ 医療機関からの退院時に支援依頼がある場合は、速やかに訪問し医療機関との調整を図り、退院後の生活の支援を調整する。 ④ 多職種に向けた研修に参加する。</p>	<p>随時</p>
<p>② 在宅医療・介護の普及・啓発の推進</p>	<p>年1回以上、「わた史ノート」普及のための講座を開催する。また、地域で出前講座の依頼がある時はセンター職員が講師として普及啓発に努める。</p>	<p>年1回：5月</p>

VII 地域包括支援センター独自の重点取り組み事項【自由記載】

<p>(1) 介護事業所や高齢者の支援に関わる機関が、地域貢献活動を進めており、その活動に協力し、連携を取り地域の社会資源となるように推進していく。 (2) 認知症予防プログラムを年2回実施予定。認知症予防や介護予防について様々な機会を捉えて積極的に啓発活動をすすめる。生活の中で取り入れ継続していただけるような内容のプログラムをすすめる。 (3) 介護事業所交流会を定期的で開催し、圏域内での事業所の連携をバックアップしていく。 ■その他 (1) 職員研修 センター業務、地域包括ケアや各職種に係る外部研修に積極的に参加し、自己研鑽を行う。また、研修報告及び内部研修を毎月行い、情報の共有を行う。 (2) 実習受け入れ 実習受け入れに関して社会的責務があると認識し、医療、介護、福祉の人材の実習を積極的に受け入れる。介護支援専門員実務研修、春日井小牧看護専門学校の実習受け入れを予定。</p>
---